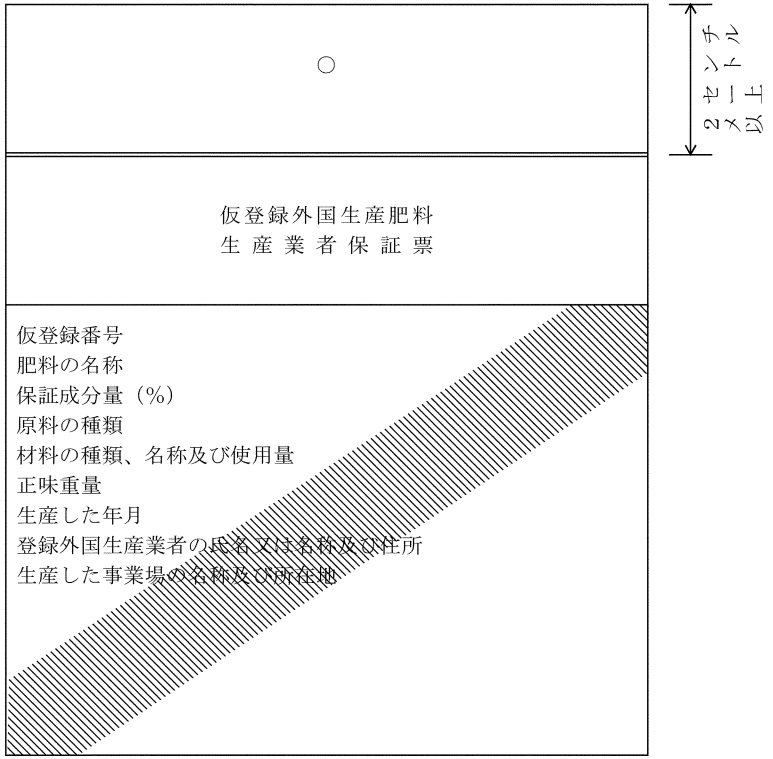
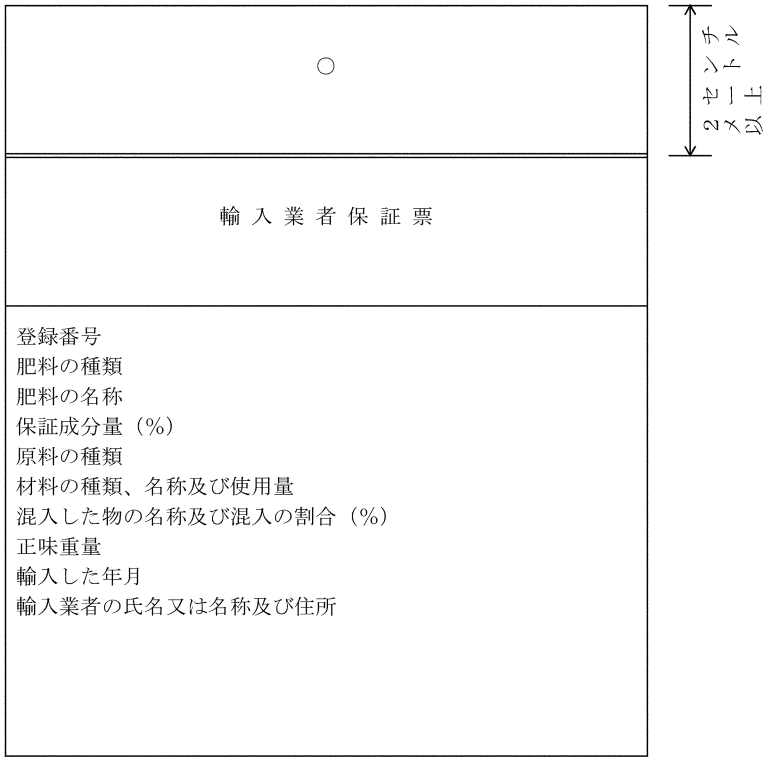
（ヌ）法第33条の２第１項の規定による仮登録を受けた普通肥料の場合




備考　（イ）の備考第１号から第６号まで及び第８号から第10号まで並びに（ハ）の備考第１号の規定は、仮登録外国生産肥料生産業者保証票について準用する。この場合において、（イ）の備考第８号及び第９号中「「登録番号」」とあるのは「「仮登録番号」」と読み替えるものとする。

様式第10号（第11条関係）

（イ）登録肥料（法第４条第１項第３号に定める普通肥料の登録を受けたもの及び法第33条の２第１項の規定による登録を受けたものを除く。）の場合




備考

１　様式第９号（イ）の備考第１号から第６号まで、第８号及び第10号の規定は、輸入業者保証票について準用する。この場合において、様式第９号（イ）の備考第８号中「「生産した年月」」とあるのは「「輸入した年月」」と読み替えるものとする。

２　混入した物の名称及び混入の割合の記載は、公定規格で定める農薬その他の物が公定規格で定めるところにより混入された場合に限る。